

## 旧ロシア領事館活用事業プロポーザルの公開・非公開の対応方針

R2.10.8

区分	対応・考え方
1 委員名	応募者等から審査委員への働きかけ・接触等を防止するため、委員の所属・氏名については、事後公表とする。
2 委員会	「1 委員名」の対応・考え方に関連し、審査委員会は非公開 →プレゼンテーションおよびヒアリングの非公開についての考え方は別紙のとおり
3 議事録	選定結果公表後、議事録（要旨）を公表 →自由活発な意見交換を妨げないよう、発言委員名等は非公表 →函館市情報公開条例により、非公開情報に該当すると判断される発言は非公表
4 選定結果	公表事項 ①契約候補事業者の名称 ②審査対象者の名称 ③評価内容（契約候補事業者の評価基準ごとの点数および全審査対象者の総合点） →審査対象者が2者の場合、契約候補事業者でない者の総合点は非公表 ④契約候補事業者から提出された公開用企画提案書 ⑤審査委員会委員の所属・職名・氏名

## プレゼンテーションおよびヒアリングの非公開についての考え方

### 1 非公開理由

評価基準に経営基盤・収支計画に関する審査項目を設けており、応募者に提出を求める下記の書類が、函館市情報公開条例第7条第3号に規定する法人等に関する非公開情報にあたり、当該情報を一切秘匿することを前提としてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施することは、率直な質疑・応答の妨げとなり、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると考えられることから、同条例第26条に規定する会議を公開することが適当でないと認められるときに該当すると判断されるため。

#### 【経営基盤等の審査のために提出を求めている主な書類】

- ① 法人概要書（主な取引先，主たる取引金融機関名，資料・信用力，事業の継続性等に関わる情報等）
- ② 決算書
- ③ 新型コロナウイルス感染症の経営面への影響が判断できる資料
- ④ 売買物件の取得および活用に必要な資金を確保できることを確認できる資料
- ⑤ 事業収支計画（資金調達計画，投資・売上・損益計画等）

#### ○函館市情報公開条例第7条第3号における法人等に関する非公開情報

（函館市情報公開条例の解釈運用の手引より抜粋）

##### (1) 法人等の当該事業に関する情報

事業内容，事業所，事業用資産，事業所得等に関する情報

##### (2) 公開することにより，競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められる情報

ア 技術上のノウハウその他技術上の秘密に関する情報

イ 営業活動上の秘密に関する情報

ウ 信用力に関する情報

エ 専ら法人等の内部に関する情報

オ その他公開することにより法人等の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位を害するおそれのある情報

【参考】

○ 函館市情報公開条例（平成13年条例第7号）

（公文書の公開義務）

第7条 実施期間は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1)～(2) 省略

(3) 法人その他の団体（実施機関ならびに国，独立行政法人等，他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、または生ずるおそれのある危害から人の生命，身体および健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法もしくは不当な事業活動によって生じ、または生ずるおそれのある支障から市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、または生ずるおそれのある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

(4)～(6) 省略

（会議の公開）

第26条 実施機関に置く附属機関およびこれに類する合議制の機関の会議は、これを公開するものとする。ただし、当該会議における審議の内容が許可，認可等の審査，行政不服審査，紛争処理，試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないとき認められるときは、この限りでない。